上野原市まちづくり基本条例

【条例の構成】

前 文

第1章 総則

第1条 目的

第2条 位置付け

第3条 用語の定義

第2章 まちづくりの基本原則 第4条 基本原則 第3章 市民の権利 第5条 市民の権利

第4章 市民の責務 第6条 市民の責務 第5章 市と議会の責務

第7条 市長の責務

第8条 議会の責務

第9条 市職員の責務

第6章 まちづくりにおける市政運営

第10条 市民の参画と協働

第11条 意見及び要望への対応

第12条 情報の共有

第13条 地域コミュニティ活動

第7章 交流と連携

第14条 市外の人々との交流

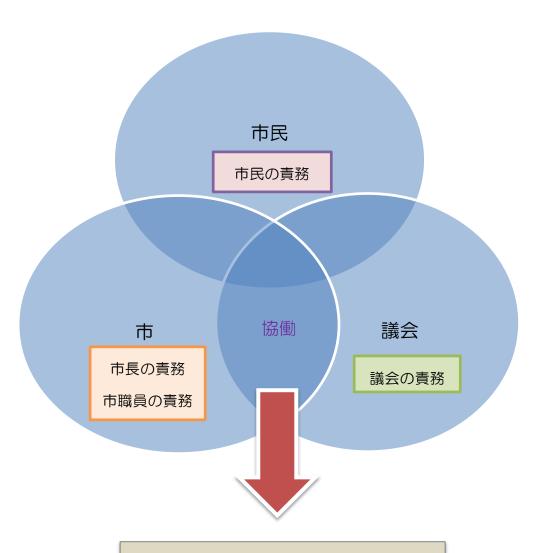
第15条 広域的な連携

第8章 その他

第16条 条例の見直し

まちづくりの基本原則

《参画•協働•情報共有》



- ●市民の参画と協働
- ●意見及び要望への対応
- ●情報の共有
- ●地域コミュニティ活動

上野原市まちづくり基本条例

前文

私たちのまち上野原市は、首都中心部から約60キロメートル~70キロメートル圏に位置し、山梨県の東の玄関口として重要な交流拠点であるとともに、緑豊かな山々に囲まれ、桂川、秋山川、鶴川、仲間川及びその支流が織りなす美しい流れのもとに、数々の歴史・文化が息づいている地域です。

このような豊かな自然環境や歴史・文化など、地域の特性を活かしながら、ひと・もの・情報がいきいきと交流し、子どもから高齢者までが安全で安心して暮らせるまちを創造していかなくてはなりません。

そのためには、それぞれの地域において先人たちが築き上げた伝統や文化を継承しつつ、郷土愛を育み、地域で活躍する人づくりを推進し、個性豊かで将来にわたり活力あるまちを創り上げていくことが必要です。

私たちは、地域の創生に向け、地域間連携を強化し、市民同士の交流機会の増大、コミュニティの形成など、市民参画による協働のまちづくりを進めるため、ここに上野原市まちづくり基本条例を制定します。

〈説明〉

前文は、この条例を制定するにあたり、基本的な考え方を掲げるものであり、上野原市の特性、上野原市が目指すべき姿、条例制定の趣旨をまとめています。前段では、上野原市の地形などの特性を述べ、中段以降では、先人の努力により積み上げてきた上野原市を子どもから高齢者までが安心して暮らせるよう、地域で活躍する人づくりの推進と個性豊かなまちづくりの必要性を述べ、市民憲章の理念も含めた表現としています。

地域の創生に向け、市民参画による協働のまちづくりを進め、将来にわた り活力あるまちを創り上げていくことの必要性を述べています。

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、本市のまちづくりにおける基本原則を定めるとともに、 参画と協働による自治を推進することにより、将来にわたり明るく豊かで 活力に満ち、健康で安心して暮らせるまちづくりを目的とする。

〈説明〉

第1条では、前文に掲げられたまちづくりの理念に沿って、市民主体の自治を推進することにより、明るく豊かで活力に満ちた健康で安心して暮らせるまちづくりの推進を目的としています。

(位置付け)

第2条 この条例は、本市のまちづくりに関する最も基本的な原則であり、 市民、議会及び市は、その趣旨を最大限尊重するものとする。

〈説明〉

第2条では、この条例の位置づけを定めています。

この条例は、他の条例と同様に一つの条例ですが、本市のまちづくりに関する最も基本的な原則を規定するもので、市民、議会、市の各執行機関は、この条例の趣旨を最大限尊重することを定めています。

(定義)

- 第3条 この条例において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定 めるところによる。
 - (1) 市民 市内に居住し、又は市内で働き、学び、若しくは活動する個 人及び団体をいう。
 - (2) 市 市のすべての執行機関をいう。
 - (3) 参画 まちづくりに関して、市が実施する施策や事業等の計画策定、 実施、評価の過程に主体的に参加し、意思形成に関わることをいう。
 - (4) 協働 市民、議会及び市がそれぞれの役割と責務のもと、対等な立場で共に考え、目的の達成に向けて相互に助け合い、協力することをいう。
 - (5) まちづくり 明るく豊かで活力に満ちた地域社会の実現に向けた活動及び事業をいう。

〈説明〉

第1号「市民」について

「市民」には、市内に住所を有する人(住民)のほか、市内の事業所に勤務している人や市内の学校に通学している人、市内で市民活動や事業活動などを行っている個人や団体が含まれています。

第2号「市」について

「市」とは、地方自治法で定められているすべての執行機関とし、市長、 教育委員会、選挙管理委員会、監査委員、農業委員会、固定資産評価審査 委員会をいいます。

第3号「参画」について

「参加」と「参画」を区別するために定義づけを行いました。

「参加」は、単に市民としてまちづくりの場に存在するのに対し、「参画」は、主体的に施策や事業等の計画策定などの過程にかかわりながら行動することを意味しています。

第4号「協働」について

「協働」とは、市民、議会及び市が対等な立場で、目的や課題解決に向け それぞれの役割と責任のもとで、相互に助け合い、協力することをいいま す。

第5号「まちづくり」について

市民生活が豊かで活力に満ちたより良いものとするための取り組みをいいます。

第2章 まちづくりの基本原則

(基本原則)

- 第4条 まちづくりは、次に掲げる基本原則に沿って進めるものとする。
 - (1) 参画の原則 市民の参画を基本とした市政運営を行うこと。
 - (2) 協働の原則 市民、議会及び市がそれぞれの役割を認識し、対等な立場で協働を図ること。
 - (3) 情報共有の原則 市政に関する情報を互いに共有すること。

〈説明〉

第1号「参画の原則」について

まちづくりを推進するにあたっては、市民の自主性と自立性を尊重し、市 民参画を基本としたまちづくりの推進に取り組むことを定めたものです。

第2号「協働の原則」について

まちづくりを推進するにあたっては、それぞれがお互いの立場を尊重しあいながら対等な立場のもと連携及び協力して取り組むことを定めたものです。

第3号「情報共有の原則」

まちづくりを推進するにあたっては、議会や市の各執行機関の情報や地域 の情報などをお互いに共有することの必要性を定めたものです。

第3章 市民の権利

(市民の権利)

- 第5条 市民は、健やかで安心して暮らせる権利を有する。
- 2 市民は、まちづくりに参画する権利を有する。
- 3 市民は、まちづくりに関する情報を知る権利を有する。

〈説明〉

第5条では、条例の運用によって守られる市民の権利を定めたものです。 前条の「基本原則」により、市民が主体的にまちづくりに参画する権利や 情報を共有することを定めたものです。

第4章 市民の責務

(市民の責務)

- 第6条 市民は、本市の課題を認識し、まちづくりに関心を持つとともに、 積極的にまちづくりに参画し、まちづくりを推進するよう努めるものとす る。
- 2 市民は、まちづくりに参画するにあたり、自らの発言及び行動に責任を 持つとともに、他の市民の意思及び意見を尊重するものとする。
- 3 市民は、地域を愛し、誇りを持ち、伝統や文化を後世に伝えるよう努め るものとする。

〈説明〉

第6条では、前条の「市民の権利」に対して、まちづくりにおける市民の 責務を定めたものです。

市民自らがまちづくりの主役であることを自覚し、自分の発言や行動に責任を持ち、市民同士がお互いの立場を尊重し合いながらまちづくりを推進することを定めています。また、第3項では、伝統や文化の継承など地域社会の一員として誇りを持って取り組むことを規定しています。

第5章 市と議会の責務

(市長の責務)

- 第7条 市長は、市民が健康で安心して暮らせるまちづくりのため、行動しなければならない。
- 2 市長は、市民の信託に応え、公正、公平かつ誠実にまちづくりを推進し なければならない。
- 3 市長は、まちづくりを推進するため、職員の人材育成に努めなければな らない。
- 4 市長は、市政運営にあたり、健全な財政運営に努めなければならない。

〈説明〉

第7条では、まちづくりにおける市長の責務を定めています。

市長は、市民の信託を受けた代表者として、市民の健康で安心な暮らしを守るため行動することや、公正、公平かつ誠実に職務を執行し、健全な財政運営に努めるとともに、市職員の能力向上を図ることを定めています。

(議会の責務)

第8条 議会は、市民の信託に応え、市民の意思がまちづくりに反映される よう努めなければならない。

〈説明〉

第8条は、まちづくりにおける議会の責務を定めています。

議決機関である議会は、市政の重要な意思決定を行う役割があることから、 市民の信託に応え、市民の意思がまちづくりに反映されるよう努めることを 規定しています。

(市職員の責務)

- 第9条 市職員は、市民全体の奉仕者として、市民との対話に努め、共にま ちづくりの推進に努めなければならない。
- 2 市職員は、公正かつ誠実に職務の執行にあたり、まちづくりに関する情報の収集、課題の把握及び能力の向上に努めなければならない。

〈説明〉

第9条は、まちづくりにおける市職員の責務を定めています。

市職員(執行機関のすべての職員)は、市民との対話を図り、共にまちづくりの推進に努める必要があることから、情報収集、課題の把握、能力向上に努め、全体の奉仕者として、公正かつ誠実に職責を果たすことを定めています。

第6章 まちづくりにおける市政運営

(市民の参画と協働)

- 第10条 市は、市民の参画及び協働の機会を積極的に提供するものとする。
- 2 市は、市民参画のもとで基本構想、基本計画及び各施策の基本となる計画の策定及び見直しを行うものとする。

〈説明〉

第10条は、市民の参画と協働について定めています。

第4条の「基本原則」や第5条の「市民の権利」に基づき、市民のまちづくりへの参画と協働への機会を積極的に提供するとともに、市民参画のもとで基本となる計画について策定や見直しを行うことを定めています。

(意見及び要望への対応)

第11条 市は、市民から意見、要望等がなされたときは、その内容や状況 などを的確に調査し、迅速かつ誠実に対応しなければならない。

〈説明〉

第11条は意見及び要望への対応を定めています。

まちづくりに関し、市民からの意思表示があった場合は、内容を精査し、 必要があれば返答するなど、迅速かつ誠実に対応することを定めています。

(情報の共有)

- 第12条 市は、市民の知る権利を保障し、必要な行政情報を速やかに提供 できる体制の充実に努めなければならない。
- 2 市は、情報を提供するにあたり、わかりやすく表現するとともに、市民 が公正、公平に情報の提供を受けることができるよう努めなければならな い。

〈説明〉

第12条は、情報の共有について定めたものです。

第4条の「基本原則」の一つである「情報共有の原則」に基づき、市の各 執行機関が行う情報提供の在り方について規定しています。

情報の提供にあたっては、理解しやすいように表現を工夫し、市民が公正、 公平に情報の提供を受けることができるよう努めることを定めています。

(地域コミュニティ活動)

- 第13条 市民は、住みよい地域社会をつくるため、地域コミュニティの活動に参加し、その総意と協力により地域における課題の解決に向けて主体的に活動するよう努めるものとする。
- 2 市は、地域コミュニティ活動の果たす役割を認識し、その自主性及び自立性を尊重するとともに、その活動を促進するために必要な支援等を行う ものとする。

〈説明〉

第13条は、まちづくりにおいて欠かすことのできない地域コミュニティ 活動について、その位置付けを定めています。

本市は市民憲章に、「健康で明るいまち」「たすけあい、安心して暮らせるまち」「楽しく働き、活気にあふれるまち」などを掲げています。

市民は自らが住みよい地域社会を実現するために、地域の創意と協力により、支え合いながら課題の解決に主体的に行動することを規定しています。

また、市は、地域コミュニティ活動について、互いの役割を尊重し、必要な支援等を行うことを明記したものです。

第7章 交流と連携

(市外の人々との交流)

第14条 市及び市民は、市外に住む人々との交流及び連携を深め、得た情報、知識及び経験をまちづくりに反映させるよう努めるものとする。

〈説明〉

第14条は市外の人々との交流をとおして、情報や経験などをまちづくり に反映していくことを規定しています。

市出身者や市にゆかりのある人との交流を図り、上野原市の魅力を発信していただくと共に、情報や知識、経験をまちづくりに活かしていくことを定めています。

(広域的な連携)

第15条 市は、国、県、その他関係団体と連携し、よりよいまちづくりを 推進するよう努めるものとする。

〈説明〉

第15条は、広域的な連携によるまちづくりの推進を規定しています。 広域的な課題等の解決にあたっては、国や県、他の地方公共団体と連携・ 協力することで、地域の実情に応じた取り組みを進めることを定めています。

第8章 その他

(条例の見直し)

第16条 市は、社会情勢等の変化に対応するため、必要に応じ、この条例 を見直すものとする。

〈説明〉

第16条は、社会情勢等の変化に対応していくために、必要に応じてこの 条例の見直しを行うことを規定しています。

附則

この条例は、平成29年4月1日から施行する。